

近年のトラブル典型的な事例 【中学3年生のお母さんの例】

1. スーパー、コンビニに置いてあった小冊子で
2. 検索エンジンの広告などで



1ヶ月10000円くらいで教えてもらえるの？それなら安いわね。電話してみよ！

すぐに営業マンがやって来て・・・

家庭教師代金は1ヶ月10000円くらいですが、指導の際に使用する教材もあるんです。
『教材ありプランは月9000円の追加』、『教材なしプランは管理費が月8000円必要』です。
全部込みで1ヶ月に20000円くらいですね。



1000円しか変わらないなら「教材ありプラン」
でいいわね。これで契約しましょ。

ココがポイント！

2つのパターンを準備して「あくまでお客様が希望した」という形をとります。
(2つの差額を小さくして、「教材ありプラン」へと誘導します。)

特定商取引法では、指導を受ける際に必ず購入しなければならないものを「関連商品」、
購入の義務がないものは「推奨商品」といいます。

「関連商品」は書面交付の義務・クーリングオフの対象ですが、「推奨商品」となると
書面（法定概要書面）交付も不要、クーリングオフも対象外となります。

契約後、9日目・・・



お届け物で一す！

何、この大量の教材！？ えっ、3年分？？ウチは中学3年生なんだけど・・・
何で1・2年生の分まで？？ 契約書を見直してみないと・・・

ココがポイント！

教材が送られてくるのは契約日から9日目以降です。

クーリングオフ期間は8日間なので、到着した日に気が付いても解約が難しくなります。

契約書を見直してみると・・・



確かに月20000円くらいだけど・・・何これ？？
家庭教師代金が月10800円(1時間1800円×90分×4回)はわかるけど。。
教材費が月9000円×36回払い？？

つまり・・・

| | | |
|--------|---------|----------------|
| 家庭教師代金 | 月10800円 | ←やめたら支払いは終了 |
| 教材代金 | 月9000円 | やめた後もローン支払いが残る |
| | 12回目 | 24回目 36回目 |



何で高校2年生まで中学生の
教材代金を払い続けなきゃ
いけないの！

お客様ご自身が希望された「推奨商品」
ですし。
クーリングオフもされてませんし。。



結果・・・324,000円(9000円×36回)もする教材を購入することになってしまいました。。

※ 説明をわかりやすくするため消費税や分割金利手数料は記載していません。また金額は業者によりまちまちで記載は一例です。